

文京区国民健康保険及び後期高齢者医療制度糖尿病性腎症重症化予防事業 業務委託プロポーザル募集要項

令和6年9月17日

文京区福祉部国保年金課

1 募集目的及び事業概要

文京区では令和6年度に「文京区国民健康保険第2期データヘルス計画（以下「データヘルス計画」という。）」を策定し、令和6年度から令和11年度までに実施する保健事業等について整理している。

このデータヘルス計画に基づき実施する糖尿病性腎症重症化予防事業は、対象者の健診結果及び医療機関への受診状況等を踏まえ、対象者個人のニーズに応じた支援を行うものである。

また、後期高齢者においても同様に、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条に定める高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における取組として糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな対応や支援を行う。

受診勧奨や保健指導の実施に当たっては、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（令和6年3月28日に日本医師会、日本糖尿病対策推進会議及び厚生労働省において改定された、糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定に基づくもの。）、「東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和4年3月改定）」、「糖尿病治療ガイド」（日本糖尿病学会編）及び「CKD診療ガイド」（日本腎臓学会編・著）に基づいて実施する必要があるほか、保健医療に関する幅広い専門知識、効果的な事業の企画・立案能力等、高い業務遂行能力が求められる。

そこで、プロポーザル方式により、事業者の総合的な能力を評価し、最も適切な事業者を選定する。

2 委託内容

別紙仕様書（案）のとおり

3 提案限度価格（税込）

16,422千円

- (1) 見積価格は、別紙仕様書（案）の事業規模に基づき算出すること。
- (2) 提案限度価格を超えた見積価格の提案は無効とする。
- (3) 提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ なお、今回選定し、契約する事業者の履行状況及び履行成績を総合的に評価した上で、通算3年間を上限として継続して契約することができるものとする。

5 参加資格

次に掲げる資格要件をすべて満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 選定スケジュール(予定)

	事 項	日 程
1	募集要項公表	令和6年9月17日（火）
2	プロポーザル参加希望書の提出期限	令和6年9月30日（月）

3	質問受付期限	令和6年9月17日(火)から 10月18日(金)まで
4	質問回答期限(中間締切日)	令和6年9月27日(金)
5	質問回答期限(最終締切日)	令和6年10月23日(水)
6	参加申込書及び提出書類受付期間	令和6年10月24日(木)から 10月28日(月)まで
7	第一次審査(書類審査)	令和6年11月12日(火) 予定
8	第一次審査結果通知発送(全参加事業者)	令和6年11月19日(火) 予定
9	第二次審査(プレゼンテーション及び 質疑応答)	令和6年12月17日(火) 予定
10	最終結果通知(第二次審査全参加事業者)	令和7年1月下旬
11	契約締結	令和7年4月1日(火)

7 提出書類の配布

令和6年9月17日(火)より区ホームページからダウンロードすること。

ホーム→お役立ちリンク(事業者向け)→事業者向けプロポーザル→糖尿病性腎症重症化予防事業

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b003/p007435.html>

8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書(別記様式第1号)を必ず提出すること。

(1) プロポーザル参加希望書の提出期限

令和6年9月30日(月) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。

メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先を記載し、「プロポーザル参加希望書(別記様式第1号)」を添付したうえで、次の件名により文京区福祉部国保年金課の

メールアドレス宛てに、上記提出期限までに送付すること。なお、送信する際は開封確認設定を行うこと。

ア メール件名

「糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託：プロポーザル参加希望（〇〇事業者名）」

イ メールアドレス

[b303500●city.bunkyo.lg.jp](mailto:b303500@city.bunkyo.lg.jp)（注）●を@に変換して使用すること。

(3) その他

プロポーザル参加希望書を提出しなかった事業者は、以降の手続きに参加することはできないこととする。また、提出期限を過ぎた後は、申し込みを受け付けない。

なお、メールサーバによる遅延等を理由に提出期限に間に合わなかった場合も、区は一切責任を負わないものとする。

9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 受付期間

令和6年9月17日（火）から10月18日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。件名及び提出先は以下のとおりとし、メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先、質問（箇条書き）を記載すること。

なお、送信する際は開封確認設定を行うこと。

件名：「糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託：プロポーザル質問（〇〇事業者名）」

メールアドレス

[b303500●city.bunkyo.lg.jp](mailto:b303500@city.bunkyo.lg.jp)（注）●を@に変換して使用すること。

(3) 回答方法

令和6年9月27日（金）までに受け付けた質問は、可能な限り9月30日（月）までに区ホームページにおいて回答する。

また、9月28日（土）以降受け付けた質問及び9月30日（月）までに未回答となっている質問については、令和6年10月23日（水）までに、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者にメールにて回答する。

(4) メール以外による質問は受け付けない。

(5) 受付期限を過ぎた後は、質問を受け付けない。なお、メールサーバによる遅延等を理由に受付期限に間に合わなかった場合も、区は一切責任を負わないものとする。

10 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を「企画提案書等作成要領」及び「仕様書（案）」を参考に作成し提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式
ア プロポーザル参加希望書	様式第1号
イ 参加申込書	様式第2号
ウ 企画提案書	様式指定なし A4判縦10頁以内
エ 本業務の人員体制	様式第3号
オ 業務受託実績	様式第4号
カ 会社組織図	様式指定なし A4判1頁以内
キ 見積書及び内訳書	様式第5-1号、5-2号、5-3号
ク 会社概要	様式指定なし A4判1頁以内、既存のパンフレット等でも可

(2) 提出体裁

紙媒体及び電子データでの提出とする。

ア 紙媒体による提出

提出部数については、正本1部・副本1部・選定用ファイル1部とすること。

(ア) 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。

正本に添付する書類は原本とする。

(イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。

副本に添付する書類は、正本の写しとする。

(ウ) 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。

なお、添付する書類は、上記(1)提出書類の一覧にあるウ～キの正本の写しとする。ただし、提出書類は事業者の名称その他の事業者が特定される情報を黒塗りすること。

(エ) 「ウ 企画提案書」から「カ 会社組織図」までは、両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付けること。

(オ) 正本、副本、選定用ファイルについては提出書類の記載の順にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付して書類の種類が判別できるようにすること。

(カ) 用紙方向を横長とする頁があるときは、用紙の長辺を綴じること。

イ 電子データによる提出

区が提供するBOXクラウド型オンラインストレージサービスへの格納により提出すること。

(ア) 上記(2) 提出体裁A紙媒体による提出(ア)と同一の資料のデータ

(イ) 上記(2) 提出体裁A紙媒体による提出(ウ)と同一の資料のデータ

なお、上記(ア)及び(イ)のデータについては、様式ごとにファイルを分けて保存し、ファイル名は様式番号と提出書類名と同一とすること。

(3) 提出書類の受付及び提出方法等

10 応募方法(1)提出書類に記載の「ア プロポーザル参加希望書」の提出をもって、本募集要項の記載事項を承諾し、参加するものとみなす。

ア 受付期間

令和6年10月24日(木)から10月28日(月)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出方法

福祉部国保年金課(文京シビックセンター11階南側)へ持参すること。

郵送、その他の方法により提出された書類は無効とする。

エ 留意事項

(ア) 受付期間を過ぎてなされた提出は、理由の如何を問わず無効とする。

(イ) 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差し替え及び追加等の変更は一切行えないものとする。

11 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、次の手順で審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に、文京区国民健康保険及び後期高齢者医療制度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が書類審査により委託候補事業者を上位3事業者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査を通過した委託候補事業者から、提案書類に基づき、1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う。（パワーポイントの使用も可能、機器については事前に申告をした場合、プロジェクター及びスクリーンは区が準備する。パソコンについては事業者側で準備すること。）

その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションの説明者は、本件の中心的役割を担う者とする（3人以内）。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

ただし、参加資格を満たしていない場合審査対象としない。

なお、第一次審査と第二次審査の合計点数が、区の定める基準を下回った事業者は、順位に関わらず選定しない。

(4) 結果の通知

第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し書面で通知する。

なお、第一審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

(5) 委託候補事業者の公表

審査の透明性を図るため、本公募の応募状況及び委託候補者の名称等については、選定後、区ホームページで公開する。

12 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開の請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、同条例第3号に規定する情報（以下「法人情報」という。）は情報公開の対象外となるため、全申込者について提出された書類に係る法人情報の特定について協力を依頼する。

また、公開の可否は区が判断する。

参加した事業者名については、委託候補事業者に限らず、情報公開の対象となる。

また、事業者の提出書類等は、情報公開の対象となるが、事業者の正当な利益が害されるおそれがあると区が認めた箇所（ノウハウ、人事に係る情報等）については非公開とする。

13 無効及び失格

- (1) 参加資格要件等を満たさなかった場合は、失格とする。
- (2) 参加申込書等の内容に、虚偽の記載がある場合、または本要項に適合しない場合は失格とする。
- (3) 提案限度価格を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 選定された事業者が、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、当該事業者を失格とする。
- (5) 他の事業者等の応募を妨害した場合は、失格とする。
- (6) (1)及び(4)に該当する場合は、指名停止取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

14 契約の締結

- (1) 契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定する。
- (2) 契約交渉順位第1位の委託候補者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の委託候補者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補者を繰り上げ、協議を行うこととする。

15 第三者への業務の委託

受託者は、業務のすべてを第三者に委託することはできない。ただし、本業務の一部に関し再委託する場合は事前に再委託範囲、再委託先、再委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等を区へ提示し、承認を得ること。

再委託範囲は、委託業務の全部又は主要な部分を除く受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

16 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となる。

受託者及び受託者から本業務の一部の委託を受けたものは、本業務において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講じること。

17 留意事項

- (1) 参加申込書等の取扱い
 - ア 提出期限後の参加申込書等の差替え及び再提出は原則として認めない。
 - イ 提出された参加申込書等の提出書類は返却しない。

ウ 提出された参加申込書等は、事業の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(2) 応募の辞退

参加申込書等を提出した後に辞退する場合には、直ちに電話にて事業担当まで連絡後、参加辞退届（様式第6号）を応募書類提出先へ郵送又は持参にて提出すること。

なお、辞退の受付は、令和6年11月5日（火）午後5時までとする。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する一切の費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(4) 資料等の目的外使用の禁止

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了解を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定する。

18 事業担当

文京区福祉部国保年金課管理係 担当：新名・村石

TEL 03-5803-1191

FAX 03-5803-1347

文京区福祉部国保年金課高齢者医療係 担当：富田・増山

TEL 03-5803-1205

FAX 03-5803-1347

Mail [b303500●city.bunkyo.lg.jp](mailto:b303500@city.bunkyo.lg.jp)

(注) ●を@に変換して使用すること。